

愛知県芸術劇場等運営等事業
優先交渉権者選定基準

2025 年 2 月

愛 知 県

目次

1 優先交渉権者選定基準の位置付け	1
2 優先交渉権者選定方法の概要	1
(1) 選定の方法の概要	1
(2) 優先交渉権者選定の体制	1
3 審査の手順	2
4 審査方法	3
(1) 資格審査	3
(2) 提案審査	3
(3) 優先交渉権者の選定	4

1 優先交渉権者選定基準の位置付け

本事業者選定基準は、愛知県（以下「県」という。）が、愛知芸術文化センターの建物管理及び芸術劇場の運営（愛知県芸術劇場等運営等事業）（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選定するための方法、審査内容、審査項目、評価のポイント、配点等を示したものであり、募集要項と一体のものである。

2 優先交渉権者選定方法の概要

（１）選定の方法の概要

本事業は、愛知芸術文化センターの建物と愛知県芸術劇場の運営・維持管理業務等を通じて、事業者に利用者サービスの更なる向上と効率的・効果的な運営を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、PFI 事業実施プロセスに関するガイドラインに示される事業者選定フロー及び民間事業者の募集、評価・選定に当たっての基本的な考え方を踏まえ、競争性のある随意契約である公募型プロポーザル方式を採用し、提案を総合的に評価するものとする。

優先交渉権者の選定は、参加資格要件の充足を確認する「資格審査」と、具体的な取組内容、実施時期、対価等を審査し、優先交渉権者を選定する「提案審査」により実施する。

（２）優先交渉権者選定の体制

県は優先交渉権者を選定するに当たり、専門的見地からの意見を参考とするために、「愛知県芸術劇場等運営等事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置した。

委員会は、応募者から提出された事業提案書を評価し、県は委員会による評価を受けて優先交渉権者を選定する。

委員会は、以下の7名の委員により構成される。

<委員会の構成>

※敬称略

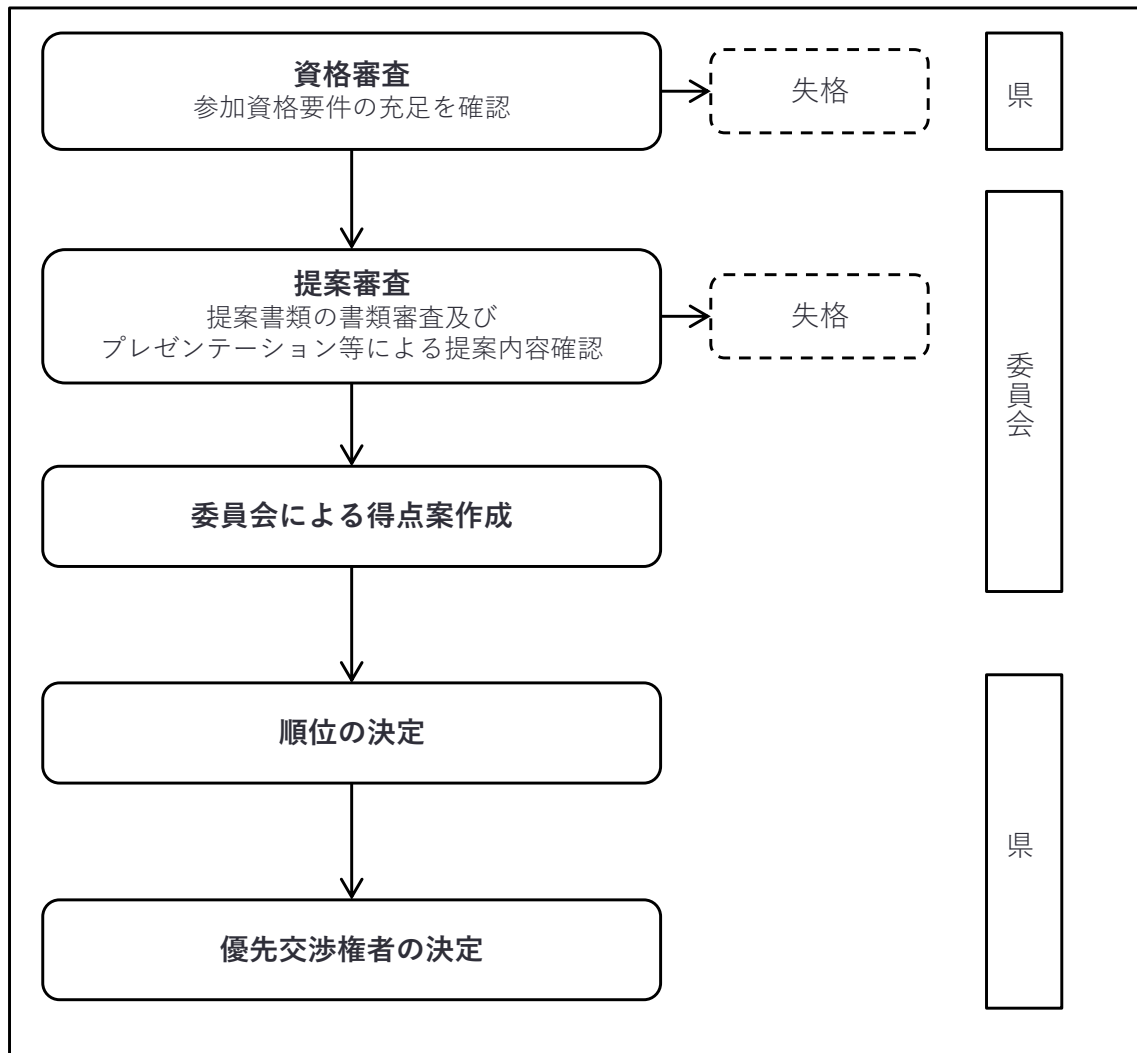
区分	氏名	所属・役職等（2025年1月時点）
委員長	山内 弘隆	武蔵野大学経営学部経営学科特任教授
委 員	内田 俊宏	中京大学経済学部客員教授
	内藤 美奈子	東京芸術劇場制作担当課長
	原 仁志	関西法律特許事務所パートナー弁護士
	吉本 光宏	合同会社文化コモンズ研究所代表
	若原 幸秋	若原幸秋公認会計士事務所所長 公認会計士
	森岡 士郎	愛知県県民文化局長

委員に異動があった場合は、後任者をもって充てるものとする。

なお、応募者等が、優先交渉権者選定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のため、接触等働きかけを行った場合は、失格とする。

3 審査の手順

審査の手順を以下に示す。



4 審査方法

(1) 資格審査

県は、参加表明書と併せて応募者から提出された参加資格書類について、募集要項に示す参加資格要件の充足について審査を行う。このとき、県は、委員会の委員から意見を聴くことができることとする。参加資格要件を満たしていない場合、失格となる。

(2) 提案審査

ア 提案審査における審査項目

提出を求めている提案書類が全て揃っており、指定した様式に必要な事項が記載されているかを確認し、不足があった場合には失格とする。

委員会では、提案書類について協議及び提案項目の評価方法に基づく採点を行い、得点案を作成し、県に報告する。

なお、委員会における審査では、提案の趣旨等を確認するため、提案審査参加者によるプレゼンテーションの実施を想定している。

イ 提案項目の評価方法

委員が審査を行うに当たっては、プレゼンテーション等を踏まえ、審査項目ごとに評価の視点に挙げた事項を考慮した上で、募集要項や要求水準を充足する提案を0点とし、要求水準を超えた優れた内容であるか、要求水準を達するための具体的で実現可能な方策が記載されているかどうかの程度に応じて加点を行う。

また、各審査項目において、要求水準を充足しない提案内容があった場合は失格とする。

提案を求める項目・配点は、以下のとおりとし、審査項目・評価の視点については、別表のとおりとする。

提案を求める項目	配点
① 本事業に係る計画全体に関する事項	40 点
② 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務に関する事項	20 点
③ 愛知県芸術劇場の運営業務に関する事項	50 点
④ 愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務に関する事項	45 点
⑤ 運営事業開始準備業務に関する事項	10 点
⑥ 任意事業に関する事項	5 点
⑦ 提案金額に関わる審査事項	30 点

提案項目の加点方法は以下のとおりとする。

加算点の評価は各項目で、A～Eの5段階評価とする。

A：配点 × 100%（提案内容が特に優れている）

B：配点 × 75%（A—Cの間）

C：配点 × 50%（提案内容が優れている）

D：配点 × 25%（C—Eの間）

E：配点 × 0%（提案内容が募集要項や要求水準を満たす）

ただし、「提案金額に関わる審査事項」については、以下の算式により価格評価点を算出する。

$\text{価格評価点} = 30 \text{ 点} \times \text{最低提案価格} / \text{提案価格}$
--

ウ 委員会の評価の決定

委員会は、委員が採点した得点案の優劣によって順位を決める。

（３）優先交渉権者の決定

県は、（２）の結果を踏まえ、提案審査参加者の得点及び順位を決定し、第一位の提案審査参加者を優先交渉権者として選定する。また、第二位の提案審査参加者を次点交渉権者とする。

なお、審査項目のうち、「提案金額に係る事項」を除く審査項目については、提案内容の品質を確保する観点から、委員の採点結果の平均が85点以上を得ることが相応しいと考え、これを基準とした審査を行う。

別表 審査項目（200 点満点）

① 本事業に係る計画全体に関する事項

審査項目	評価の視点	配点	対応様式
(ア) 本事業実施の基本方針	a 本事業実施の基本方針について、本事業を取り巻く環境、事業目的、立地特性等を踏まえた、意欲的で優れた考え方が示されているか。 b 他の劇場等との差別化が可能な、独自性のある斬新な提案がなされているか。 c 賑わい創出、ブランドイメージやプレゼンスを一層向上させるための方策とそのストーリーは明確で、積極的かつ戦略的か。	40 点	様式 A
(イ) 実施体制、事業の継続性	a 本事業全体の実施体制について、本事業を取り巻く環境や事業目的等を的確に踏まえ、効果的・先進的な事業の実現に資するよう、各業務の実績を有する事業者により構築されている、あるいは、事業推進方法が同様の方法での事業組成の実績を有する又は期待できる事業者により提案されているか。 b 人材配置や組織体制について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 c 想定されるリスクの分析が的確になされ、リスクの低減・防止策が具体的に示されると共に、リスクが発現した際にも事業を継続させられるリスク対応策が提案されているか。		様式 B
(ウ) 統括管理業務	a 全体最適の視点を持ち、安定的かつ円滑に本事業を推進していくことに資する統括マネジメントの考え方が示されているか。 b 本事業のガバナンスを適切に維持しうる効果的なセルフモニタリングの方法が、具体的に示されているか。 c 適切なコスト管理について、経費支出の適正化、効率化が図られるような具体的な方策が提案されているか。		様式 C
(エ) 事業計画の妥	a 長期収支計画について、収入・支出の各項目の		様式 D- 1

審査項目	評価の視点	配点	対応様式
当性	設定の根拠や考え方が明確かつ妥当であり、本事業実施の基本方針や提案している事業内容の詳細と符合しているか。 b 利用料金等の価格設定について、設定の根拠や考え方等が明確かつ妥当か。		様式 D-2

② 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務に関する事項

審査項目	評価の視点	配点	対応様式
(ア) 効率的な施設維持管理	a 効率的な施設維持管理のための方策について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 b 施設の故障等の緊急時の対応方策や、大規模災害等の発生に備えた防災体制の整備、退避施設等の開設等について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 c 愛知県美術館の施設維持管理について、愛知県美術館との連携方法（協議方法等）について具体的かつ優れた提案がなされているか。	20 点	様式 E
(イ) 備品・設備の調達及び修繕・更新計画	a 施設や設備等の修繕・更新に関する方針等について具体的かつ優れた提案がなされているか（詳細な中長期修繕計画の策定等）。 b 施設や設備、備品等の修繕・更新については、施設の利用者が安全、安心かつ快適に利用できるような、具体的かつ優れた考え方が提案されているか。		様式 F-1 様式 F-2
(ウ) 舞台設備の保守管理業務	a 長期間安定して公演が行えるよう、具体的で優れた提案となっているか。 b 業務に関わる人材育成及び人材確保について、具体的で優れた提案となっているか。		様式 G

③ 愛知県芸術劇場の運営業務に関する事項

審査項目	評価の視点	配点	対応様式
(ア) 公演事業の実施	a 要求水準書第4章に記載された各ホールの基本的な運営方針に基づき、各ホールの個性を引き出すための戦略と方策について具体的に提案さ	50 点	様式 H

審査項目	評価の視点	配点	対応様式
	れているか。 b 以下の諸点について、自主事業及び貸館事業を適切に組み合わせて、優れた効果を生み出すような、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・国内外、とりわけ海外とのネットワークの形成・活用 ・企業の協賛・協力や寄付金等の獲得 ・安定的に高い稼働率・客席占有率の維持（マーケティング方法、ターゲットとする公演内容や誘致方法等） ・幅広い集客に資する、愛知県芸術劇場のブランドイメージやプレゼンスの一層の向上 c 各ホールの利用調整について、劇場のブランディングに資する優先申込制度が提案されているか。また、一般申込を含む利用枠の配分について、考え方と日数が妥当であるか。		
(イ) 来場者向けのサービス	a 来場者にとって利便性の高いオンラインチケットシステム等、利用促進や利用者の利便性向上につながるシステムの活用について優れた提案がなされているか。 b 以下の諸点について、優れた効果を生み出すような、具体的で優れた方策が提案されているか。 ・来場者のニーズに対応した付帯サービス、利便性向上に関するサービス ・苦情発生時の対応 ・業務の継続的な改善 c ビュッフェでの来場者向けの飲食サービス等の充実や、公演に関するグッズの販売スペースの提供等の物品販売支援等付帯サービスについて十分に配慮し、ホスピタリティ溢れるサービスを提供することで、何度でも足を運びたくなるような満足度の高い方策が、具体的に提案され		様式 I

審査項目	評価の視点	配点	対応様式
	ているか。		
(ウ) 文化振興事業団との連携	a 文化振興事業団と連携・協力して愛知県芸術劇場のブランドイメージやプレゼンスを一層向上させるための方策について具体的な提案がなされているか。		様式 J

④ 愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務に関する事項

審査項目	評価の視点	配点	対応様式
(ア) 集客力向上、利用率向上の取組み	a 積極的な集客のための取組方針、館内諸施設の想定利用者数を含む計画について具体的かつ実現可能な提案がなされているか。 b 利用しやすく分かりやすいウェブサイトや SNS 等による情報の発信等、来館を促す具体的な提案がなされているか。 c アートスペース等、既存の貸出施設・空間の利用率向上に資する独自の取組みについて具体的な提案がなされているか。 d 未活用の施設・空間について、賑わい創出や愛知芸術文化センター内での人流の活性化に資するような優れた活用方法が提案されているか。 e オアシス 21 等の周辺地域の往訪者が愛知芸術文化センターにも来訪するようになるよう、新たな人流を生み出すための優れた方策が提案されているか。	45 点	様式 K
(イ) 来場者サービス	a 愛知県芸術劇場以外の部分について、多様な来場者のニーズに対応した魅力や特色のあるサービス施設について具体的な提案がなされているか。 b 愛知県芸術劇場以外の部分について、飲食や物販の施設を活用し、質の高い食事を提供するなどホスピタリティ溢れるサービスを提供することで、何度でも足を運びたくなるような満足度の高い方策が、具体的に提案されているか。		様式 L

審査項目	評価の視点	配点	対応様式
	c ユニバーサルデザイン、多言語対応、キッズスペースの設置等、幅広い利用者が安心して利用できる工夫が具体的に提案されているか。		
(ウ) 愛知県美術館、国際芸術祭、近隣施設との連携	a 愛知県美術館、国際芸術祭、近隣施設等と連携し、来訪者数の増加や栄エリア全体の賑わいを創出するために具体的で優れた方針と方策の提案がなされているか。		様式 M

⑤ 運営事業開始準備業務に関する事項

審査項目	評価の視点	配点	対応様式
運営事業開始準備業務	a 運営事業開始前の人材登用・人材育成等について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 b 運営事業開始前の事前のプロモーション等について、具体的かつ優れた提案がなされているか。	10 点	様式 N

⑥ 任意事業に関する事項

審査項目	評価の視点	配点	対応様式
任意提案	a 上記③④の対象外の内容として、特定事業との連携により、相乗効果が期待できる事業となっているか。特に、愛知芸術文化センター、愛知県芸術劇場、愛知県美術館の利用者の来訪促進や利便性の向上に資する事業となっているか。 b 集客の見込みは適切か。 c 実施主体や事業計画等、実現可能かつ具体的な提案がなされており、事業リスクについて配慮されているか。	5 点	様式 0

⑦ 提案金額に関わる審査事項

審査項目	評価の視点	配点	対応様式
提案価格	(算式による)	30 点	様式 P-1 様式 P-2